



NEWS

THE TETSUJIN NEWS

株式会社東部がお届けするインフォメーション・レター

発行所 株式会社東部鉄人二コース事務局
神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-4
TEL.042-764-4128
FAX.042-762-9593
編集 鈴木明子
https://www.tobu21.co.jp

Vol.141
2022
5月号

つねに時代の先へ新技術と新発想でお応えいたします!

2022
Early Summer
夏到来!?

感謝祭!



日頃のご愛顧に感謝をこめて
ご連絡をいただいたお客様に
折りたたみ傘のプレゼントを
ご用意いたしました!



グラスファイバー製のクッション構造骨が
強風の抵抗を軽減
してくれる「壊れにくい傘」。

【商品名】大判耐風・UV折りたたみ傘
【サイズ親骨】600mm、折りたたみ時:全長約265mm
【材質】ポリエステルポンジ、グラスファイバー 他

- 大判・耐風!
- UV仕様!

風に強い
大判タイプ。
UV仕様です!



大丈夫!
です



会社名

ご住所 〒

ご担当

TEL

E-mail

お電話、FAX、メールにて
お気軽にお申し付けください

ご希望数

- 1個 3個
- 5個 ★し点を
いれてください。

■商品は1社につき5個、先着500
個とさせていただきます。
■誠に恐れ入りますが、数に限りが
ございますので、お品は発送をもっ
て代えさせていただきます。
何卒ご了承ください。

ご連絡お待ちしております

株式会社 東部

担当:中野

TEL.042-762-4739

FAX.042-762-8971

E-mail:info@tobu21.co.jp

e-pile next

国土交通省大臣認定工法

公共土木・公共建築での活用拡大
国土交通省「NETIS」

登録番号:KT-160071-A

- 国土交通大臣認定
TACP-0483 砂質地盤(積層地盤含む)
TACP-0484 粘土質地盤
- 日本建築センター
BCJ評定-FD0540-01 砂質地盤
BCJ評定-FD0541-01 砂質地盤
BCJ評定-FD0542-01 粘土質地盤
- 日本環境協会
エコマーク認定 08 131022号



全ての鍵は杭先端にあり

■ 全ての鍵は杭先端にあり

杭基礎は建物荷重を支持地盤へ伝達させる最も重要な役割であり、
故に、杭先端拡翼部の貫入(掘削)性、変位・変形・破断などを
発生させない高い性能が要求されます。

- 貫入性の問題を・・・「**変型穴**」により解決しました。
- 拡翼変形の問題を・・・「**特殊部**」により解決しました。
- コストの問題を・・・「**自社施工**」により解決しました。

■ 高力構造/拡翼断面図



■ FEM解析図



建築・土木・鉄道、さまざまな場面で活躍しております。

検索 e-pile

杭基礎の新たな可能性へ挑戦
Tobu, 株式会社 東部
https://e-pile.com

■ 本社
〒252-0134
神奈川県相模原市緑区下九沢1507-5
TEL.042-762-4739 FAX.042-762-8971

■ 本店/ 経理室
〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢1509-4
TEL.042-764-4128 FAX.042-762-9593

■ 東京営業所
〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷1-1-2
朝日生命幡ヶ谷ビル6階
TEL.03-3376-0123 FAX.03-3376-0124

■ 相模原機材センター
〒252-0101 神奈川県相模原市緑区町屋1-4-37
TEL.042-851-2681 FAX.042-851-2682



事業の再構築に挑戦する皆様へ

第6回公募から新しい類型が新設されたため再掲いたします。

以下の要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援します。

- 2020年4月以降の連続する6ヶ月のうち任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。あるいは、2020年4月以降の連続する6ヶ月のうち任意の3ヶ月の合計付加価値額が、コロナ以前の同3ヶ月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。
- 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

【通常枠】

補助額(従業員数で下記となります)
20人以下：100～2,000万円
21～50人：100～4,000万円
51～100人：100～6,000万円
101人以上：100～8,000万円

補助率

中小企業 2/3 (6000万円超は1/2)
中堅企業 1/2 (4000万円超は1/3)

【回復・再生応援枠】

必須要件を満たし、かつ以下の①又は②のどちらかを満たすこと。
①2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同比で30%以上減少していること。
②中小企業活性化協議会(旧：中小企業再生支援協議会)等から支援を受け再生計画等を策定していること。

【最低賃金枠】

必須要件を満たし、かつ2020年10月から2021年6月の間で3ヶ月以上最低賃金+30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること及び2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同比で30%以上減少していること(※付加価値額の45%の減少でも可)

【グリーン成長枠】※新設枠

以下の要件を全て満たすこと(売上高の減少は求めない)
①事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均5.0%以上増加又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加の達成。③グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の一定割合以上に対する人材育成をあわせて行う。

締め切りは6月30日です。

その他の類型、詳細は
経済産業省ホームページまで



▲経済産業省HP

※詳細は経済産業省のホームページをご覧ください。

ワンポイント 健康コラム

アクティブレストという休養方法

風薫るすがすがしい季節となりました。体を動かすのに良い季節ですが、五月病などでお疲れ気味な方もいらっしゃるのではないのでしょうか。今回は「アクティブレスト」という休養方法をご紹介します。

アクティブレストとは?

アクティブレストとは、疲労時にあえて軽く体を動かすことで疲労物質を効率的に排出させる休養方法です。元々はスポーツ選手が翌日に疲れを残さないために生まれた疲労回復法で、新陳代謝のアップやリラックス効果も期待されています。

アクティブレストのコツ

アクティブレストのコツは、体が程良く温まり、心身ともに心地良さを感ぜられる程度の運動にとどめることです。きつくと感じるほどの運動をすると、反対にストレスとなり、疲労がさらに溜まってしまふリスクがあります。

通勤中、仕事中にできるアクティブレスト

○30分ごとに背伸びをする

デスクワークに集中していると、背中や腰の広範囲の筋肉が緊張して、血の巡りも悪くなってしまいがちです。そこで、30分おきに椅子に座ったまま大きく伸びをしたり、立ち上がってトイレに行ったりするなど、少しでも体を動かす習慣をつけてみましょう。

○積極的に階段を使う

ウォーキングやストレッチの時間がなかなか取れない日は、エスカレーターやエレベーターをなるべく使わず、積極的に階段を使うようにしましょう。下半身の筋肉を使うことで、血流改善効果が得られます。

○普段より10分程度長めに歩く

通勤時はいつもより遠回りしてみる、1駅手前で降りて歩くなど、歩く距離を長めにしてみることもおすすめです。スマートフォンの万歩計アプリなどを使って、歩数や歩行距離を記録すると、日々のモチベーションアップにもつながります。まずは、普段の1日の歩数よりも1,000歩(10分程度)多めに歩くことを目標にしてみましょう。

自宅でできるアクティブレストはストレッチがおすすめ。日々の休養に無理なくアクティブレストを取り入れてみましょう!



疲労感

経理マンが行く

インボイス制度

今年のゴールデンウィークは長くて10日の休暇が取れるという事で、観光地は宿泊客の予約でいっぱいだそうです。個々に感染に気を付けながら休みを満喫してください。さて、2023年10月1日(令和5年10月1日)よりインボイス制度が導入されることになりました。インボイス制度とは、仕入税額控除(課税売上から課税仕入に関する消費税を控除すること)を受けるための新たな改正です。導入後については、消費税を納める必要のある企業や個人事業主はもちろんですが、免税事業者についても影響があると考えられます。通称「インボイス制度」の正式名称は、「適格請求書等保存方式」です。この導入に伴い、課税事業者である取引先からの求めに対し、適格請求書を提出しなければなりません。従来の「請求書等」の記載事項は①発行者の氏名又は名称②取引年月日③取引内容④受領者の氏名又は名称の4つでしたが、インボイス制度になると次の追加項目が増えます。⑤軽減税率の対象である旨の表記(※マークなど、商品に軽減税率が適用されていることがわかる印をつけること)⑥適用税率ごとに区分した合計額(10%適用商品の合計額と8%適用商品の合計額を区分すること)⑦インボイス制度の登録番号⑧適用税率⑨適用税率ごとの消費税額の合計上記1～9項目全て明記した請求書が適格請求書と呼ばれるものとなります。また、請求書を発行する全ての人が「適格請求書」を発行できるわけではありません。発行する要件として「消費税の課税事業者」でなければなりません。商取引には通常「消費税」が課税されています。消費税は「消費者から預かった税金」ですので、国に納税しますが、1年間の課税売上高が1,000万円未満の事業者については納税が免除されています。これが消費税の「免税事業者」です。消費税を納めていない事業者である「免税事業者」はインボイス制度から除外され「適格請求書」を発行することができません。インボイス制度導入で一番の問題となるのが「仕入税額控除」です。預かった消費税から支払った消費税を引算した差額を納付する消費税を「仕入税額控除」と呼びますが、この「仕入税額控除」を認めてもらうためには、受け取る請求書や領収書の記載内容、書類の保存方法の一定要件を守らなければなりませんし、インボイス制度が始まると「登録番号の記載」等が義務付けられます。取引先より求められた場合は、要件を満たした書類を提出してください。しかし先に述べましたが、適格請求書を発行できるのは「課税事業者」だけです。取引先から頼まれても免税事業者の場合「適格請求書」を発行することができません。

→取引先「適格請求書を出してほしい」
→免税事業者「免税事業者だから出せない」
→取引先「じゃあ他の課税業者に頼むからおたくとは取引しない」

取引先が「仕入税額控除」の恩恵を考えれば、このようなシナリオになるのは必然です。したがって免税事業者の方が取引を続けたいのであれば「消費税課税事業者選択届出」を税務署に届け出して課税事業者にならなければなりません。また、免税事業者から課税事業者に変更する場合は、会計処理も大きく変わってきます。経理処理を円滑にできるよう会計ソフト会社も見直しを始めています。インボイス制度が始まる前に、取引先に迷惑が掛からぬよう、準備が必要です。

